災害時における調査の相互協力に関する協定

災害時における調査の相互協力に関し、国土交通省東北地方整備局（以下「局」という。）は、（社）砂防学会（以下「学会」という。）と次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、地震・大雨・火山噴火等の異常な自然現象により、予期できない土石流や土砂崩落等の土砂災害が発生したときで、その現象が複雑若しくは大規模で高度な専門性が必要な場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大の防止，被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に期することを目的とする。

（調査の実施範囲）
第２条　調査の実施範囲は、局が実施する直轄砂防事業の流域及び直轄地すべり防止区域とする。

（協力の内容）
第３条　局又は局の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、前条の範囲に災害が発生し必要と認めるときは、学会に調査の実施を要請することができるものとする。
２　学会は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を局又は事務所長等に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、局又は事務所長等へ直接報告するものとする。
３　学会は、局が実施する直轄砂防事業の流域及び直轄地すべり防止区域で土石流や土砂崩落等の災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、局に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
４　局は、前項に定める要請があったときは、学会の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

（連絡体制）
第４条　学会は、前条第１項の要請に係る連絡体制を事前に定め、局に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度局に報告するものとする。
２　局は、事務所長等に前項に基づく連絡体制を通知しておくものとする。

（費用の負担）
第５条　第３条第１項に基づき学会が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、局又は事務所長等は学会に対してその費用を支払うものとする。
２　第３条３項に基づき学会が実施する調査の費用は、学会の負担とする。

（有効期限）
第６条　この協定の期間は、協定を締結した日から平成２０年３月３１日までの期間とする。
　ただし、期間満了の１箇月前までに局又は学会のどちらからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（実施範囲の特例）
第７条　第２条に規定する範囲以外に特に必要として局又は事務所長等が学会に調査の実施を要請した場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

（損害の負担）
第８条　調査の実施に伴い局又は事務所長等、及び学会の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、学会は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、局又は事務所長等に報告し、その処置について局又は事務所長等と学会が協議して定めるものとする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、局及び学会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ局及び学会が捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 １９ 年　８ 月　３１ 日

国土交通省　東北地方整備局
局　長　　坪　香

社団法人　砂防学会
学　会　長　　水　山　　高